

幼稚園の一時預かりを利用しませんか？

郡山市内の一部の幼稚園では2歳児の一時預かりを実施しています。

教育・保育給付認定の3号認定を持っている2歳児を対象に、8時間以上の預かり保育を行っています。

保育標準時間・保育短時間で利用時間に差はありません。

一時預かりのメリットは？

- ・保護者が幼稚園に申し込みを行い、幼稚園が受け入れ可能であれば、利用することができます。
- ・無償化の対象になる
一時預かり利用の際は各園が定める保育料を納めていただくようになりますが、市民税非課税世帯の方に限り、幼稚園の一時預かりも無償化の対象となります。（月上限45,700円）
その場合は教育・保育給付認定の3号認定とあわせて施設等利用給付認定の3号認定も申請してください。
※月額保育料が、45,700円を超える場合の差額は保護者負担となります。

一時預かりの対象になるのは？

教育・保育給付認定の3号認定を持っている児童

（認定を受けるには同居する父母の保育の必要性があることが要件になります）

保育を必要とする理由	要件	認定期間（有効期間）
就労 （会社勤務、育休、自営業等）	月52時間以上の就労をする保護者 （パートやアルバイト等も可） ※新規入園児の保護者が育休中の場合は、翌月15日までに復帰する月から3月の申請が可能です。	就労の期間 ※雇用期間の定めがある場合は、その翌月まで ※育休の場合は、出生した子が1歳になる月末まで
妊娠・出産	妊娠・出産する母	出産予定日の8週前の月初日から 出産後8週後の月末まで
求職活動	求職活動を行う保護者	3か月間（認定期間終了前に就労への変更手続きがあれば、就労の認定へ変更可）
同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護を要する保護者 （別居者の介護・看護は対象外）	介護・看護を要する期間
保護者の疾病・障がい	疾病・障がいの保護者	病状等により保育を必要とする期間
就学	学校教育法に規定する学校又は職業訓練に就学する保護者	卒業（修了）予定日の属する月の末日までの期間

利用までの流れ

保護者が幼稚園に連絡（ここで幼稚園に利用可能か確認してください）

↓
郡山市保育課に教育・保育給付認定申請書＋父母の必要書類（＋施設等利用給付認定申請書※市民税非課税世帯のみ）を提出 **（利用開始前にご提出ください）**

↓
保育課から保護者あてに支給認定証を送付（保護者あてに直接郵送、または施設経由で配布します）

↓
利用開始

詳細は右の二次元コードから確認してね



お問い合わせ

- ・手続き等について：郡山市保育課（024-924-3541）
- ・空き状況・料金について：各幼稚園



教育・保育給付認定申請書の記入にあたって

様式第2号(第5条関係)

教育・保育給付認定申請書（2号・3号用）兼 保育施設等利用申請書

郡山市長

次のとおり申請します。なお、市長が教育・保育給付認定に必要な世帯員の市町村民税所得割額に関する情報を利用することに同意します。

【申請区分】

☐ 給付認定（太枠部分）と施設利用（細枠部分）両方を申請する。

☒ 給付認定のみを申請する。(太枠のみ記入してください)

令和 年 月 日

--	--

申請児童	フリガナ	氏名	生年月日	性別	保護者との関係
	氏名		令和 年 月 日		
	健康状態	☐ 良好 ☐ 特記事項あり ※ アレルギーや疾病等がある場合			

保護者 (申請人)			氏		名		生 年 月 日	
	フリガナ							
	氏 名						☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日
	通称名 (有る場合)		父	母				

住 所	〒		-	
	※単身赴任・別居などで児童と保護者の住民票（居住地）が異なる場合 また住民票と居住地が異なる場合			
	☐ 父 ☐ 母 ☐ 子	〒	-	

転居予定の場合 (転居先住所)	〒	-	(	月	日頃
--------------------	---	---	---	---	----

保育の利用を必要とする理由 (番号を1つ記入) ⑦の場合には該当するものに○	父	1.就労(または育休中) 2.求職中 3.疾病・障害 4.介護・看護 5.就学 6.妊娠・出産
	母	7.不在 ☐ 未帰 ☐ 離婚 ☐ 別居 ☐ 単身赴任 ☐ 死亡 ☐ 行方不明 8.その他()

希望する施設利用時間区分 ☐ 保育標準時間利用（1日11時間まで） ☐ 保育短時間利用（1日8時間まで）

※利用時間区分は保護者の就労時間・状況等に基づき最終的に郡山市が決定するため、希望と異なる認定結果となる場合があります。

給付認定の申請となりますので、
下の□に ☒ をしてください。

利用開始施設、利用開始日を
申請書の空白部分に記入してく
ださい。

(記入例)

〇〇幼稚園 4/1～利用

申請書は太枠部分を両面記入してください。

一時預かりを実施している幼稚園

幼稚園名	住所	電話番号	開園時間
セントポール幼稚園	麓山二丁目11-9	932-3755	7時30分～18時30分
多田野幼稚園	逢瀬町多田野字南大界45-2	957-2740	7時20分～18時30分
田村町つつみ幼稚園	田村町守山字殿町20	955-2343	7時00分～18時30分
安積町つつみ幼稚園	成山町104	945-0867	7時30分～18時30分
開南幼稚園	開成五丁目26-13	933-0332	7時30分～18時30分
たから幼稚園	堂前町1-7	922-1973	7時30分～18時30分
みどり幼稚園	安積二丁目344	945-0467	7時40分～18時30分
安積幼稚園	清水台一丁目6-14	933-2102	7時45分～18時30分
たちばな幼稚園	菜根3丁目5-7	932-4346	7時30分～19時00分
たちばな西幼稚園	台新二丁目23-8	932-8720	7時30分～18時30分
双葉幼稚園	富久山町久保田字石堂51	922-1720	7時30分～18時30分
双葉第二幼稚園	名倉104	945-0755	7時30分～18時30分